

全火薬別報

第 5 0 8 号
 平成29年 8月
 発行元 公益社団法人 全国火薬類保安協会
 電話 03(35553)8762
 郵便番号 104-0032
 東京都中央区八丁堀4丁目13番5号
 公益社団法人 全国火薬類保安協会
 発行責任者 佐久間 信彰
 www.zenkakyu-ex.or.jp

●平成29年度火薬類取扱保安責任者試験及び丙種火薬類製造保安責任者試験について

上記試験は、9月3日(日)に各都道府県の試験会場で行われます。
 出願者数は、甲種火薬類取扱保安責任者試験は増加、乙種火薬類取扱保安責任者試験、丙種火薬類製造保安責任者試験は減少となりました。

単位：人

種 類	29年度出願者	28年度出願者	増 減
甲種火薬類取扱保安責任者試験	3,789	3,520	269
乙種火薬類取扱保安責任者試験	1,119	1,169	△50
丙種火薬類製造保安責任者試験	108	124	△16
合 計	5,016	4,813	203

●会議等開催状況(7月)

開催年月日	会 議 等 名 称	備 考
29. 7. 3	爆発影響低減化委員会小委員会 試験委員会(知事)	第 1 回
7. 11	貯蔵例示基準検討委員会	第 9 回
7. 12	消費(発破)技術基準検討委員会	第 1 回
7. 12	移動式製造設備例示基準検討委員会	第 1 回
7. 24	「煙火の製造と保安」改訂版編集委員会作業部会 爆発影響低減化委員会小委員会	第 2 回
7. 25		第 2 回
7. 25		
7. 26	講習・広報委員会	

●平成29年5月の産業火薬類の生産、出荷(販売)、在庫量

—化学工業統計—

産業用火薬類(単位：t)	生産	出荷(販売)	在庫
(前年同月比)	2,654	2,531	1,486
	(104.5)	(102.1)	(119.1)

注：産業用火薬類は、火薬及び爆薬(武器用を除く)の合計(確報値)である。

●登録講師研修会開催について

本年度の登録講師研修会は、平成29年から講習会で使用する教材、講師間の意見交換等をテーマとして、下記の日程で開催します。

平成29年度登録講師研修会日程表

アロック	開催月日	開催地	会 場	参加協会
関東1	10.3 (火)	東京	エッサム本社ビル別館 リオンホール 東京都千代田区神田須田町1-26-3	東京・新潟・長野・ 栃木・群馬
関東2	10.4 (水)	東京	エッサム本社ビル別館 リオンホール 東京都千代田区神田須田町1-26-3	千葉・神奈川・茨城・ 埼玉・山梨・静岡
北海道	10.6 (金)	札幌	かである2.7 札幌市中央区北2条西7丁目	北海道
九州	10.12 (木)	福岡	福岡ガーゼンパルス 福岡市中央区天神4-8-15	福岡・佐賀・長崎・ 熊本・大分・宮崎・ 鹿児島・沖縄
中国国	10.13 (金)	広島	広島ガーゼンパルス 広島市東区光町1-15	岡山・広島・鳥取・ 島根・山口・香川・ 愛媛・徳島・高知
東北	10.18 (水)	仙台	宮城県建設会館 仙台市青葉区支倉町2-48	秋田・岩手・山形・ 宮城・福島
近畿	10.26 (木)	大阪	エル大阪 大阪市中央区北浜東3-14	福井・滋賀・京都・ 奈良・和歌山・大阪・ 兵庫
中部	10.27 (金)	名古屋	愛知県産業労働センター 名古屋市中村区名駅4-4-38	愛知・岐阜・三重・ 富山・石川

●平成29年度甲種及び乙種火薬類製造保安責任者試験の実施について(主要部分を再度掲載)

上記については、平成29年7月21日の官報に公告されました。

1. 試験日時 平成29年11月6日(月)及び7日(火)午前10時開始
2. 試験場所 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館(8階会議室)
電話 03-3230-2831
3. 受験願書提出期限 平成29年8月25日(金) から9月1日(金) まで(郵送による場合は、簡易書留によることとし、締切日当日の消印のあるものまで有効)
4. 受験手数料 25,900円
5. 受験願書の提出先
〒104-0032 東京都中央区八丁堀4丁目13番5号 幸ビル8階
公益社団法人 全国火薬類保安協会 電話 03-3553-8762

*毎年、願書の提出期限が過ぎてから出願のお問い合わせがありますので、提出期限に気をつけて下さい。

●平成29年度全国労働衛生週間に関する協力依頼について

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課より、全国労働衛生週間に関する協力依頼がありました。

本年度の実施期間は、10月1日から同月7日までを本週間、9月1日から同月30日までを準備期間として、
「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」
 のスローガンのもとに、全国一斉に積極的な活動を行うことといたします。
 このうち実施者の実施事項は次のとおりです。

実施者の実施事項

- (1) 全国労働衛生週間に実施する事項
 ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
 イ 労働衛生態の掲揚及びスローガンの掲示
 ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
 エ 有害物の漏えい事故、酸欠欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
 オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

- (2) 準備期間中に実施する事項
 下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

①重点事項

- ア 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- イ 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- ウ 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進

- エ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- オ その他の重点事項

②労働衛生3管理の推進等

- ア 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化
- イ 作業環境管理の推進
- ウ 作業管理の推進
- エ 健康管理の推進

③作業の特性に応じた事項

- ア 粉じん障害防止対策の徹底
- イ 電離放射線障害防止対策の徹底
- ウ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- エ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- オ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進

④東日本大震災に関連する労働衛生対策の推進

- カ 石綿障害予防対策の徹底
- キ 酸欠欠乏症等の防止対策の推進
- ク 東日本大震災に関連する労働衛生対策の推進
- ク 建築物等の解体作業やがれき処理作業における石綿ばく露防止対策、

